

安全報告書

令和 2年6月25日

羽後交通株式会社

旅客自動車運送事業における安全にかかわる情報の公開について
(安全マネジメントに関する取組)

平成18年10月1日、運輸安全一括法の施行により道路運送法が改正されたことに伴い、「羽後交通株式会社安全管理規程（以下、安全管理規程という。）」を制定しました。

この安全管理規程第17条及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規程に基づき、輸送の安全に関する情報について公表します。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
5. 輸送の安全に関する重点施策
6. 輸送の安全に関する計画
7. 事故、災害等に関する報告連絡体制
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
10. 輸送の安全に関する予算等の実績額
11. 安全統括管理者、安全管理規程
12. 処分内容、講じた措置等

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

羽後交通株式会社は、輸送の安全の確保が旅客運送事業の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次の通り「安全方針」を定めます。

安全方針

私たちは、お客様を安全・正確・快適に輸送するために、事故のない羽後交通を目指します。

このため、

- 1) 輸送の安全の確保が何よりも優先することを徹底します
- 2) 安全性向上のため絶えずPDCAサイクルを見直し、安全対策の確実な実施・改善に努めます
- 3) 安全に関する情報を積極的に公表します

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 令和元年度の目標の達成状況は以下のとおりです。

目標

- 「安全正確・快適」の社是に則り、全従業員の安全意識向上に努める
- 事故発生件数ゼロを目指す
- 確実な車両点検と点呼を実施する
- 従業員の健康状態を把握し、安全運行を確立する
(各々の自己管理の徹底と管理者によるフォローアップ)

実績

有責事故発生件数(当方の過失が多い事故、不可抗力事故を含む)に関して平成30年度は19件でしたが、令和元年度は21件の発生となり残念ながら事故件数が増加に転じる結果となってしまいました。

事故については、撲滅を図るべく全てに関して精査、原因究明、分析等を行っておりますが、その中で令和元年度に発生した有責事故については、昨年と同様に路線バスにおいて発生した物損事故の割合が高くなっていることが判明しております。また、元年度は車内人身事故の発生件数が例年よりも多かったことは非常に重大な事案であると考え、今後同様の事故を発生させぬよう再発防止の方策を見出すべく、緊急所属長会議を開催して改めて安全を確保するための取組みや指導の重要性について検討致しました。

この中で、事故を撲滅するためには今以上に確実な点呼を実施することや、乗務員には安全確認、運転基本要領といった部分に細心の注意を払いながら行動させることが最も重要であるということを改めて強く認識し、痛感したところであります。

なお、車両故障(国土交通大臣報告事案)発生件数については、車両の保守点検・整備作業を適正に実施することを継続して行った結果、昨年に続き発生件数0件を達成することができました。

従業員の健康管理等については、全ての者が受診を義務付けられている健康診断の結果に基づき、その中で診療や治療、経過観察が必要であると判定された者には後日関係医療機関を受診させるとともに、治療過程やその後の症状の改善状況等を随時報告させながら、継続的に健康状態の把握に努めております。加えて保健師による個人面談を実施して指導を仰ぎながら各自が自分の健康を保持し続けるための意識向上を図っております。

また、睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査を適宜受診させることにより、運転士の乗務中の健康状態を起因とする事故の撲滅に努めております。

さらに、令和元年度は年度末に「新型コロナウイルス」という未知の感染症が発生したことから、従来のインフルエンザ予防対策としてのマスクの着用や手洗い、うがいの励行の徹底を図るとともに、車内での感染予防対策については、消毒薬の設置や運転席のビニールカーテン取付など、バスを運行する環境作りにも努めました。このウイルス感染症は未だに完璧な予防策が無く収束が見えないことから、今後も感染しないための対策は様々な改善に努め継続して行きたいと思っております。

また毎日の点呼の中で乗務員の健康状態をしっかりと確認し、もしも体調が不良である場合にはその事実を申告しやすい職場環境作りをすることも継続して行っております。

「安全・正確・快適」の社是に則った体制を更に強固に構築するための努力を日々積み重ねることで、培って参りたいと思っております。

(2)令和2年度の取組

令和元年度は、前年度に発生した加害事故件数(19件)より事故を増加させないことを目指しこれを目標にしていたのですが、残念ながら事故の発生を食い止めるには至らず、結果として事故撲滅を目指すにはどうすればよいのかという大きな課題を抱えることとなりました。

そのため、これまでに発生した事故についての振り返りと検証を改めて行い、事故要因には運転基本

要領に関しての乗務員の不備不徹底があるのではないかという分析結果を導き出しました。そこで、事故を防止するためにも現在の点呼実態を改めて見直し、点呼において執行者と乗務員は厳正な点呼を実施することによってその重要性を認識するとともに、「安全を確保し続けるための意識の向上に努める」という自覚を促すよう、口頭案内練習などで理解させ徹底しております。また、これ以上大切なお客様を傷付けることの無いよう、事故を撲滅するため引き続き「なぜなぜ分析」を活用した事故の検証をこれまで以上に徹底して行い、安全確認不足、注意力散漫、判断力欠如、緩慢動作等を起因とする事故の撲滅に向けて細やかで厳格な指導教育を行って参ります。

その他にもドライブレコーダーの記録画像を取り入れた運転士教育や、営業所毎の添乗指導を随時織り込んだ指導を行い、事故ゼロを目指します。

車両故障（国土交通大臣報告事案）については、令和2年度も故障に起因する障害の排除に向けた取り組みを継続しつつ、車両構造を十分に熟知した上での故障原因分析を行いながら、発生件数ゼロを目指します。

また、運転者を含む従業員の健康問題等については、令和2年度に入ってから「新型コロナウイルス感染症」が収束する目途が立たないことから感染予防に関する対策は常に改善を図るとともに、確実な健康診断の受診（SAS「睡眠時無呼吸症候群」を含む）、受診後の結果のフォローアップ体制の整備、体調不良を申告しやすい職場環境作り等を継続して行って参りたいと思います。

目標

- 「安全・正確・快適」の社是に則り、全従業員の安全意識向上に努める
- 車内転倒事故を含め、事故の発生件数ゼロを目指す
- 確実な車両点検と正確な点呼を実施する
- 健康管理の徹底

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）

令和元年度の自動車事故報告規則第2条に該当する事故件数は0件でした。事故の内容別内訳は以下のとおりです。

事故の内容	件数	根拠規定
自動車事故	0件	
車両装置の故障	0件	
計	0件	

(参考)道路運送法第29条に基づき国土交通省に届出る事故

自動車事故報告規則

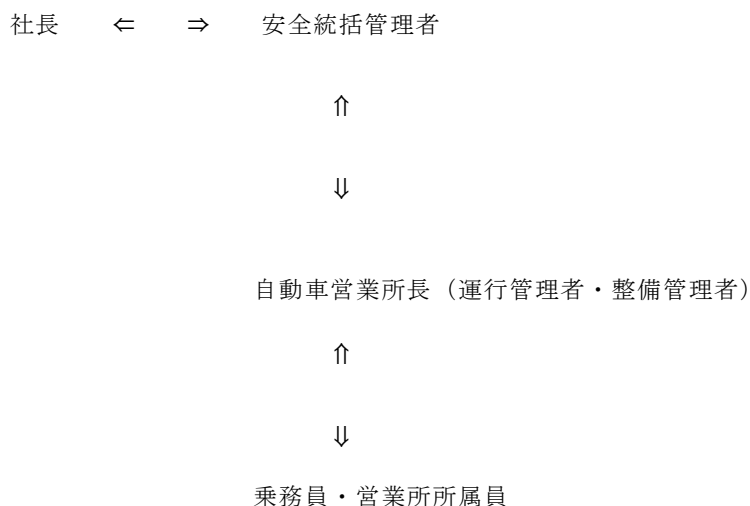
第2条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 1 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ)と衝突し、もしくは接触したもの
- 2 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 3 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ)を生じたもの
- 4 10人以上の負傷者を生じたもの
- 5 自動車の積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの

- イ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物
 - ロ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類
 - ハ 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高压ガス
 - ニ 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第四項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によって汚染された物
 - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - ト 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物
- 6 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
 - 7 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる障害が生じたもの
 - 8 酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ）、無免許運転（同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法百十七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの
 - 9 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
 - 10 救護義務違反（道路交通法百十七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ）があったもの
 - 11 自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの
 - 12 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る）
 - 13 橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設を含む。）を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
 - 14 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、三時間以上自動車の運行を禁止させたもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣（主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。）の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るものの場合にあっては、当該指定都道府県等の長）が特に必要と認めて報告を指示したもの

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

下記の組織図のとおりです。



5. 輸送の安全に関する重点施策

安全に関する方針に基づき、重点施策を以下のとおり定めています。

- 1) 関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守することについての教育の継続と周知徹底
- 2) 安全に関する車両や設備及び機器等の物理的な拡充や更新に対する効果的な支出・投資を行う
- 3) 内部監査の手法を見直すとともに、継続して監査を実施しながら改善措置を取ることに努める
- 4) 輸送の安全に関する情報や使用する車両の状態などについては確実に伝達・共有を行う
- 5) 運行管理者と乗務員はお互いに十分なコミュニケーションを図り安全や接遇に対する意識を高める研修や教育を計画的に行う

6. 輸送の安全に関する計画

具体的な取組については、以下のとおりです。

(1) 令和元年度の取組

- 1) 地域性を考慮した各営業所独自の教育計画に沿って、乗務員のレベルアップのための教育を行う

・令和元年度は前年度と同様に地域性を考慮した各営業所独自の「社員教育計画」を立案させ、年間を通じてこの計画に沿った運転士教育を行うと同時に、国土交通省が定めた運転者に対する指導・監督の指針に則った指導も並行して実施しております。その際には、指導を受けた運転士が教育内容についての感想等をその都度提出するようしておりますので、指導する側がこのコメントの内容を確認することによって指導内容の浸透度を確認しつつコミュニケーションを取るようしております。さらにこの一連の過程を安全統括管理者と運行課がチェックすることによって、本社と各営業所間における指導教育内容についての情報共有を行っております。

- 2) ヒヤリ・ハット情報、ドライブレコーダー等を活用して危険体験を共有しながら安全意識を高め、必要とされる講習・診断等は確実に実施する
 - ・全車両へドライブレコーダーの搭載を行ったところ、画像データからより分かりやすい情報を得られるようになったためか、ペーパーでの「ヒヤリハット情報」の提供件数が少なくなってきたきらいがあります。その代わりに、乗務員に対して行うドライブレコーダーを活用した指導・監督の中で、画像を活用しながら「ヒヤリハット」に直面した際の危険予知行動や安全走行等に関する教育を行うようになってきております。
 - また、各種講習やセミナーについては、積極的に参加して受講するように心がけております。
 - さらに、運行管理者が一般講習で学ぶほかに補助者に対して行う教育も確実に実施することで、全員が安全運行確保に向けた取組みを行いながら日々業務に励んでおります。合わせて、自動車安全運転センターから各人の運転記録証明書を取寄せて、乗用車を含めた日常の運転全てについてのチェックに活用しつつ指導教育等も行っております。

- 3) 内部監査要員のスキルアップを図り、より効果的な監査スケジュールプランを立案して、これを実施する。
 - ・内部監査要員についてはセミナーを受講する事によって、より充実した監査に取り組めるようスキルアップを図りました。
 - また、内部監査については監査チームによるミーティングを監査前に綿密に行い、監査日程を11月～12月中のスケジュールに組み込んだ上で全営業所における内部監査を実施しております。
 - なお、前年度に続き時間的にゆとりを持ったスケジュールプランを立案したことにより、適正な監査と評価を行うことができました。この結果、全ての監査内容に関して特別な問題点は見られておりません。

- 4) 確実な点呼実施で、車両整備に努めるとともに、安全運行を確保するという重要性を再認識させる。
 - ・点呼においては、運行管理者（補助者）は徹底して厳正な点呼執行を心掛けるように致しました。これにより車両故障に起因する運行中の事故は発生しておりません。
 - しかし、それ以外の事故の発生件数に関しては残念ながら前年度より増加する結果となったことから、これまでの点呼執行の方法には何らかの問題点があるのではないかと考えて検証を行っております。その中で、点呼執行にマンネリ化傾向が見られるのではないかと指摘があったことから、点呼執行者と乗務員は「点呼執行要領」の基本に今一度立ち返って、改めて厳正な点呼に向き合うということを徹底することとしました。これにより事故撲滅を図ることに努めたいと思います

- 5) 健康診断の確実な受診と、受診結果のフォローアップを継続して実施する。
 - ・令和元年度も、全国健康保険協会（協会けんぽ）による健康診断を全従業員が受診し、検診結果に従って再受診や治療を医療機関で受けるとともに、SAS（睡眠時無呼吸症候群）に関しても未受診者をピックアップしてスクリーニング検査を受診させております。また、産業医から意見を伺ったり、協会けんぽ所属の保健師による個人相談等を行ったりすることで全従業員の健康維持・増進に努めております。

(2) 令和2年度の取組

令和2年度の輸送の安全に係る具体的な取組み計画は、以下のとおりです。

- 1) 各営業所で年間教育として策定した「指導・監督の指針」に基づいた教育と地域性を考慮した教育を確実に行う
- 2) 安全に関する機器を効果的に活用するとともに、被害・加害に関係なく「なぜなぜ分析」を用いた指導を

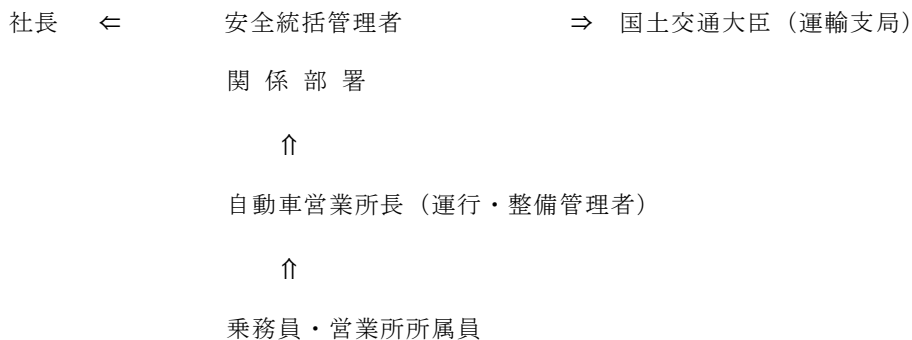
行い、再発防止に努める。

- 3) 内部監査は効果的に実施できるスケジュールプランを立案した上で実施する
- 4) 厳正な点呼の重要性を認識し、点呼時における口頭案内練習と車内マイクの活用が事故防止につながることを理解し、徹底させる
- 5) 健康診断の確実な受診と、受診結果のフォローアップを継続して実施する

7. 事故、災害時に関する報告連絡体制

下記の組織図のとおりです。

- 1) 事故・災害時（以下事故等という）が発生した際は、自動車営業所長又は運行・整備管理者へ報告する。
- 2) 自動車営業所長又は運行・整備管理者は詳細を安全統括管理者及び関係部署へ遅滞なく報告する。
- 3) 安全統括管理者及び関係部署員は社長へ報告すると共に、自動車事故報告規則に定める事故等が発生した場合は、国土交通大臣（運輸支局）へ必要な報告又は届出を行う。
- 4) 事故等処理の詳細に関しては、別に定める自動車事故処理基準による。
- 5) 下記の組織図とする。



8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

令和元年度の具体的な取組については、以下のとおりです。

○安全統括管理者による教育

- ・安全統括管理者は、全営業所における教育指導が計画通り滞りなく進められていることを報告書の内容から確認するとともに、経営トップである社長と夏期の巡回指導や年末年始の輸送安全総点検を実施した際には、日頃から安全を確保し続けるために必要な取組みや心構えをしておくことがどれほど重要であるかについて、所長・運行管理者（補助者）・整備管理者（補助者）等を含む全ての所属員に対して訓示しました。

○運転士選任前研修

- ・新人運転士5名に対して実施しました。（各約2ヶ月～3ヶ月の期間）

○運転士選任後研修

- ・随時添乗指導を実施しております。（各営業所担当官・運行課運転指導員による）

○緊急時の対処要領研修

- ・他社（秋北バス）で実施されたバスジャック対応訓練（令和元年11月28日、秋田県警・秋田県バス協会・バス協会加入バス会社が合同で実施）に参加し、その中で重大事件発生時の対応の仕方や緊急連絡網沿った伝達方法等についての確認を致しました。
- ・営業所毎に車両事故や災害、火災等を想定した訓練を実施し、参加した乗務員等は消火器や発煙筒を用いた実技訓練を体験するとともに、車両の非常用ドアの操作要領等を改めて確認するために実際にこれらのドアを開閉させながら緊急時における乗客の脱出・避難誘導訓練を行いました。

○運行管理者・整備管理者等に対する研修

- ・NASVA（自動車事故対策機構）が主催する運行管理者一般講習や安全マネジメントに関する各種セミナーを受講致しました。ただし東北運輸局主催の自動車事故防止セミナーについては、新型コロナウイルスへの感染予防の観点から中止が決定されたことから未受講となっております。なお、各営業所における運行管理者・補助者、整備管理者・補助者等に対する指導教育は定期的に実施されており、その報告書はその都度本社に送付され内容のチェックを受けております。さらに各種会議体、営業所巡回指導の中でも安全統括管理者による指導が実施されております。

○適性診断の受診

- ・初任診断5人、一般診断62人、適齢診断9人が受診しました。

○安全運転研修

- ・安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）で実施された「旅客自動車運転者バス4日間課程」を運行管理者1名が受講し、その中で体験・学習して来たことを乗務員教育に反映させております。

9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

・安全管理規程第15条に基づいた令和元年度営業所内部監査を、内部監査リーダー主導の下で内部監査員によって令和元年11月06日～12月17日の間に全営業所において実施致しました。

監査員は、この内部監査の行程で保存されている書類精査の他に所属長や運行管理者等の各人に対するヒアリングを行い、それらの内容と結果に是正改善等の措置が必要であると判断した場合には、直ちに指摘をして改善要請を行いました。

なお、この監査結果は終了後速やかに安全統括管理者へ報告をするとともに、経営トップである社長へも報告して承認を得ております。

また、社長（経営トップ）に対する内部監査は、令和2年1月10日に安全統括管理者立ち会いのもと内部監査リーダーと内部監査員によるインタビュー形式で実施致しました。この監査において、経営トップの立場としての安全管理に対する意識の有り方、それらの向上に向けた取り組みや考え方等についての確認を致しました。

この度の監査で改善が求められた事項については直ちに是正措置を図るとともに、今後も我々の運輸安全マネジメントのスパイラルが継続的に向上して行くように、日々努力を重ねて参りたいと思っております。

10. 輸送の安全に関する予算等の実績額

令和元年度の輸送の安全に関する実績額は以下のとおりです。

車両の整備（バス購入費を含む）	242,515,123円
運行管理機器の整備及び保守	2,552,048円
指導教育及び研修に係る費用	891,529円
安全運行対策費用	429,305円
停留所設備の整備	1,386,515円
計	247,774,520円

11. 安全統括管理者、安全管理規程

羽後交通株式会社社長は、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規程により、以下のとおり安全統括管理者を選任しています。

選任

氏名	役職	期間
小原 康造	専務取締役	平成20年6月1日～現在に至る

安全管理規程は、別紙参照

12. 処分内容、講じた措置等

該当する処分はありません。

安全方針等
教育・訓練計画書

「輸送の安全に関する計画(指導教育計画)」

輸送の安全に関する重点施策、第4条1項各号に従い令和2年度の計画を下記の通りとする。

1. 年間スケジュール

	教育実施対象者		教育担当者	実施場所	備考
	運転士	運行管理者等			
4月	春の全国交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	※ 事業用自動車運転する場合の心構え
			各営運行管理者	各営業所内	
	高速・貸切研修		事業本部運行課	本社及び現地	
5月			各営運行管理者	各営業所内	※ 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
		整備管理者選任前研修	運輸支局専門官	指定会場	
6月	車内事故防止		各営運行管理者	各営業所内	※ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
		運行管理者基礎講習	事故対策機構	指定会場	
7月			各営運行管理者	各営業所内	※ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
		所長会議	事業本部	本社	
	経営トップの巡回指導	経営トップの巡回指導	社長・安全統括管理者	各営業所内	
8月	夏の交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	※ 飲酒運転追放県民運動強調期間 ※ 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況
			各営運行管理者	各営業所内	
		整備管理者選任前研修	運輸支局専門官	指定会場	
9月	秋の全国交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	※ 安全性の向上を図るための装置を備える 事業用自動車の適切な運転方法
			各営運行管理者	各営業所内	
		運行管理者一般講習	事故対策機構	指定会場	
10月			各営運行管理者	各営業所内	※ 運転者の運転適性に応じた安全運転
		所長会議	事業本部	本社	
		内部監査	内部監査チーム	各営業所内	
11月			各営運行管理者	各営業所内	※ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
		運行管理者基礎講習	事故対策機構	指定会場	
	運転士適性診断		事業本部運行課	各営業所内	
12月	年末の交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	※ 飲酒運転追放県民運動強調期間 ※ 健康管理の重要性
		所長会議	事業本部	本社	
		輸送安全総点検	運輸支局専門官	対象営業所	
1月		経営トップの巡回指導	社長・安全統括管理者	各営業所内	※ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
			各営運行管理者	各営業所内	
2月	緊急時の対処要領		各営運行管理者	各営業所内	※ 非常時の誘導と消火器等の取扱い指導。
		整備管理者選任前研修	運輸支局専門官	指定会場	
3月			各営運行管理者	各営業所内	※ 事業用自動車の構造上の特性
		所長会議	事業本部	本社	
	高速・貸切研修		事業本部運行課	本社及び現地	

2. 事故処理委員会開催時は、同時に輸送安全マネジメント委員会を開催し、事故及び飲酒運転の防止等輸送の安全について総体的に検討する。

3. 運転士を採用した場合は、事業本部運行課にて新人教育を行う。

4. 各営業所では、事故警報及び各種通達があった場合の他、適時運転士に対し安全指導教育を行う。
(備考欄の※印の指導内容を遵守教育)

(年間を通じたドライブレコーダーの記録を活用した安全運転の指導及びヒヤリ・ハット体験等の共有)

5. 重大事故惹起者(第1当事者)への教育は、事業本部運行課及び運転士所属営業所の運行管理者が行う。
その他の事故惹起者への教育は閑散期に計画し事業本部運行課にて行う。

6. 各営業所の運行管理者は、適性診断結果を基に個人面談指導を行う。

7. その他、事業本部運行課による巡回指導及び添乗指導を随時行う。

羽後交通株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條及び第二十二條の二の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

- 2 安全統括管理者は、運行・整備管理者及び自動車営業所長に対して、輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。
- 3 自動車営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属員に対し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を

解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

平成18年10月 1日より施行する。